

一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉



1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：浄化槽等定期点検業務
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、作業に要する費用の総額とする。
- 4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5) 入札は当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目提出する書類は入札書及び見積書とし、以降2、3回目については入札書のみとする。
- 6) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
- 7) 3回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 8) 第1回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和8年3月18日（水）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和8年3月19日（木）執行 浄化槽等定期点検業務入札書」と明記すること。（入札書及び見積書に記載する日付は開札日とすること。また、封筒には質問書の原本も同封すること。）

3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和8年3月13日（金）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（A 機械設備等の保守・運転管理）」の認定を受けた者。
 - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
 - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

4. 交付期間

交付の日から令和8年3月12日（木）17時まで

5. 入札・開札の日時及び場所

令和8年3月19日（木）16時00分
公益財団法人環境科学技術研究所 本館1Fセミナー室
上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前1番7
公益財団法人環境科学技術研究所
総務部総務課契約係 山本 良亜樹
（作業請負契約一般条項及び仕様書等を配付します）

7. その他

別紙のとおり

補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否
不要
- 2) 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金
免除する
- 7) 支払条件
検査払い
- 8) 必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
 - (1) 入札書：3枚
 - (2) 見積書：公益財団法人環境科学技術研究所 佐々木 昭吉 宛
(入札書に記載する金額の内訳を記載すること。)
 - (3) 見積書用紙：複数枚
(「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。)
 - (4) 質問書：原本
 - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人(随意契約に関する権限も有すること)をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明
無し
- 10) 質問書
 - (1) 提出期限：令和8年3月13日(金)：12時まで
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
 - (2) 回 答：令和8年3月16日(月)13時～17時
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
 - (3) 質問書の提出先
総務部総務課契約係 山本 良亜樹
E-Mail ies_keiyaku@ies.or.jp
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
 - (1) 入札申込者心得書のとおり。
 - (2) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

入 札 書

件 名：浄化槽等定期点検業務

金 額：	円
消費税：	円
合 計：	円

上記金額により契約条項を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所

会社名

代表者

代理人

印

印

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

入札件名：浄化槽等定期点検業務

【質問事項】

・

令和 年 月 日

委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

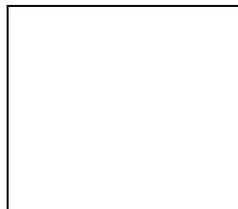
印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者	住所
	所属
	氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項
・浄化槽等定期点検業務

受任者使用印鑑



令和 8 年度

浄化槽等定期点検業務

仕様書

公益財団法人 環境科学技術研究所

1. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）の浄化槽等定期点検業務に関わるものである。

本業務は、当研究所の事業所排水に関して下水道法及び浄化槽法等に基づき排出するために必要な浄化槽、排水処理槽の機能点検及び水質検査等を行い維持管理するものである。また、上水に関して水道法に基づき供給するために必要な受水槽（高架水槽及び簡易専用水道含む）の機能点検及び水質検査等を行い維持管理するものである。受注者は、当該施設及び関連設備等の特性、関係法令等を十分に理解し、受注者の責任と負担において本業務を実施するものである。

2. 実施場所

公益財団法人 環境科学技術研究所

本所（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1番7）

先端分子生物科学研究センター（青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字登茶沢2番121）

流末排水ポンプ場（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖附4番8）

3. 実施期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4. 業務範囲

(1) 下水道・浄化槽等維持管理業務

- ①本所下水道放流口1（本館側）水質検査
- ②本所下水道放流口2（全天候型人工気象実験施設側）水質検査
- ③本館廃液貯留槽維持管理
- ④低線量生物影響実験棟排水薬注処理装置・各槽維持管理
- ⑤先端分子生物科学研究センター浄化槽維持管理（警備員詰所用集積槽含む）
- ⑥先端分子生物科学研究センター排水処理槽維持管理
- ⑦先端分子生物科学研究センター流末排水ポンプ場維持管理

(2) 受水槽等維持管理業務

- ①受水槽（高架水槽及び簡易専用水道含む）維持管理
- ②水質検査
- ③レジオネラ属菌検査

5. 業務内容

以下に示す作業項目を実施する。

なお実施した結果、異常と認められた場合は、改善案と共に速やかに当研究所に報告し、その指示に従うこと。

(1) 下水道・浄化槽等維持管理業務

①本所下水道放流口 1 水質検査業務（作業頻度、水質検査項目は別紙 1、2 参照）

ア. 水質検査

- ・検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- ・水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。

②本所下水道放流口 2 水質検査業務（作業頻度、水質検査項目は別紙 1、2 参照）

ア. 水質検査

- ・検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- ・水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。

③本館廃液貯留槽維持管理業務（作業頻度、水質検査項目は別紙 1、2 参照）

ア. 点検

- ・設備周辺（臭気及び気温の確認、外観検査）
- ・流入確認（異物の流入及び流入管の詰まり）
- ・pH 記録計のデータ確認
- ・原水ピット（重金属ピット及び酸アルカリピットにおけるポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認）
- ・pH 調整槽（攪拌状況確認、酸アルカリ注入ポンプの作動状況確認）
- ・pH 調整装置（タイマーの作動状況確認、pH 監視用及び調整用電極の点検、校正）
- ・酸アルカリ放流槽（pH、透視度、塩素イオン濃度、臭気、色相、水温、気温の確認、放流ポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認）
- ・重金属槽（外観検査、水温及び臭気の確認、ポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認）
- ・ブロワー（異音の確認、エアークリーナーの清掃、オイル量の点検等）
- ・中和用薬品の補充（水酸化ナトリウム、希硫酸）

イ. 年 1 回の清掃（3.6m³）

ウ. 水質検査

- ・検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- ・水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。

④低線量生物影響実験棟排水薬注処理装置・各槽維持管理業務（作業頻度、水質検査項目は別紙 1、2 参照）

ア. 点検

- ・計量ポンプ（本体異音、電流値確認、揚水確認）
- ・調整槽ブロー（本体異音、発熱及び電流値確認、空気吐出確認）
- ・攪拌機（本体異音、発熱及び電流値確認）
- ・ORP センサー（電極の点検、校正、電極液の補充）

- ・ pH センサー（電極の点検、校正、電極液の補充）
 - ・ ばっ気ブロー（本体異音、発熱及び電流値確認、空気吐出確認）
 - ・ 各薬注ポンプ（本体異音、発熱及び電流値確認、薬品注入量確認）
 - ・ その他の機器類（目視点検等）
 - ・ 流入槽・反応槽（外観検査、pH、透視度、色相、水温、気温の確認）
 - ・ 生物処理槽内ばっ気槽（外観検査、pH、透視度、色相、水温、溶存酸素、臭気の確認）
 - ・ 放流槽（外観検査、pH、透視度、色相、水温、残留塩素の確認）
- イ. 年1回の清掃（10人槽）
- ウ. 水質検査
- ・ 検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
 - ・ 水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。
- ⑤-1 先端分子生物科学研究センター浄化槽維持管理業務（作業頻度、水質検査項目は別紙1、2参照）
- ア. 点検
- ・ 設備周辺（臭気及び気温の確認、外観検査）
 - ・ 流入確認（異物の流入及び流入管の詰まり）
 - ・ 原水ポンプ槽（ポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認、計量舛の点検）
 - ・ 沈殿分離槽（臭気の確認、汚泥及びスカムの堆積状況確認）
 - ・ 移流水（外観確認等）
 - ・ ばっ気槽（水温、臭気、DO、色相の確認、ばっ気槽攪拌状況確認、外観検査等）
 - ・ 沈殿槽（水温、臭気、色相、pH、透視度、塩素イオン濃度の確認、越流堰の確認、エアリフトポンプの作動確認、スカムスキマーの作動確認等）
 - ・ 消毒槽（水温、臭気、色相、pH、透視度、残留塩素の確認、消毒薬補充、槽内浮遊物の除去等）
 - ・ 放流ポンプ槽（ポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認、槽内浮遊物の除去等）
 - ・ ブロー（異音の確認、エアークリーナーの清掃、オイル量の点検等）
- イ. 年2回の清掃（18人槽）
- ウ. 水質検査
- ・ 検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
 - ・ 水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。
- ⑤-2 先端分子生物科学研究センター警備員詰所用集積槽維持管理業務（作業頻度は別紙1参照）
- ア. 点検
- ・ 集積槽内の外観検査
 - ・ 流入確認（異物の流入及び流入管の詰まり）

- ・ポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認、外観検査

イ. 年1回の清掃

⑥先端分子生物科学研究センター排水処理槽維持管理業務（作業頻度、水質検査項目は別紙1、2参照）

ア. 点検

- ・設備周辺（臭気及び気温の確認、外観検査）
- ・流入確認（異物の流入及び流入管の詰まり）
- ・pH記録計のデータ確認
- ・原水ポンプ槽（スクリーン及びレベルスイッチの作動状況確認、攪拌状況確認）
- ・流量調整槽（攪拌状況確認、レベルスイッチの作動状況確認、流量調整装置の調整）
- ・中和槽（攪拌状況確認、酸アルカリ注入ポンプの作動状況確認）
- ・中和装置（pH計電極の点検、校正）
- ・還元槽（攪拌状況確認、チオ硫酸ナトリウム注入ポンプの作動状況確認）
- ・還元装置（ORP計電極の点検、校正）
- ・監視槽（攪拌状況確認、三方弁の作動状況確認）
- ・監視装置（pH及びORP計電極の点検、校正）
- ・ばっ気槽（水温、臭気、DO、色相の確認、ばっ気槽攪拌状況確認、外観検査等）
- ・沈殿槽（水温、臭気、色相、pH、透視度、塩素イオン濃度の確認、越流堰の確認、エアリフトポンプの作動確認、スカムスキマーの作動確認、消毒剤の補充）
- ・放流槽（pH、透視度、塩素イオン濃度、臭気、色相、水温、気温、残留塩素の確認、放流ポンプ及びレベルスイッチの作動状況確認）
- ・ブロワー（異音の確認、エアークリーナーの清掃、オイル量の点検等）
- ・中和用薬品の補充（チオ硫酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、希硫酸）

イ. 年2回の清掃（3.0m³）

ウ. 水質検査

- ・検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- ・水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。

エ. 部品交換

- ・薬品タンク（アンカープレート含む）交換 PESP-100-S-F-S-S 3台

⑦先端分子生物科学研究センター流末排水ポンプ場維持管理業務（作業頻度、水質検査項目は別紙1、2参照）

ア. 年2回の清掃（2.0m³）

イ. 水質検査

- ・検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- ・水質の評価：当研究所の化学物質等安全管理規則に定める排水基準を満たしているか分析結果を確認する。

(2) 受水槽等維持管理業務

①受水槽（高架水槽及び簡易専用水道含む）維持管理業務（別紙3参照）

- ア. 作業前点検（酸素濃度等測定により酸欠防止に努める、使用機材等の消毒、槽内水の排水）
- イ. 受水槽入口部（蓋等）の清掃
- ウ. ボールタップ等、槽内給水装置の点検整備
- エ. 受水槽内設備機器類の点検整備
（防虫網、電極棒、フート弁、サクシヨンパイプ、配管等）
- オ. 受水槽内の洗浄（たわし、スポンジ等を使用して天井、側面、床の順に行う。）
- カ. 水道水による洗浄
- キ. 受水槽内消毒（次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用し、2回行う。）
- ク. 水道水による洗浄
- ケ. 給水（洗浄後の槽内に給水、漏水検査）
- コ. 給水栓末端で、槽内消毒による残留塩素の測定を実施
- サ. マンホール蓋の施錠の確認
- シ. 水質の確認
無味、無臭であること及び異物混入が無いことを確認する。

②水質検査業務（水質検査場所、項目は別紙3参照）

- ア. 検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- イ. 水質の評価
項目毎に法令で定める基準値を満たしているか分析結果を確認する。
基準値を超える値が検出された場合は、直ちに当研究所に連絡し、当研究所が必要な処置等を行った後、検出された箇所のサンプリングを行い再度該当項目について検査を実施すること（以降、基準値を満たすまで繰り返す）。
※水質検査（5項目）重金属については、上記再検査が生じた場合は、6か月後にも検査を実施すること。

③レジオネラ属菌検査業務（2回/年）（水質検査場所は別紙4参照）

- ア. 検査対象箇所においてサンプリングを行い、専門機関において分析する。
- イ. 水質の評価
基準値を満たしているか分析結果を確認する。
基準値を超える値が検出された場合は、直ちに当研究所に連絡し、当研究所が必要な処置等を行った後、検出された箇所のサンプリングを行い、再度レジオネラ属菌検査を実施すること（以降、基準値を満たすまで繰り返す）。

※共通特記事項

- ・浄化槽及び簡易専用水道の法定検査の諸手続及び立ち会い。
- ・各設備等の消耗品（オイル、ベルト等）の交換。
- ・水質検査及びレジオネラ属菌検査において異常値が検出された場合は、直ちに当研究所に連絡し、当研究所と連携した原因調査等の対応を行い、該当項目について、

当研究所が必要な処置等を行った後、再検査を実施すること（以降、異常値が検出されなくなるまで繰り返す）。

- ・作業の遂行上、補充・交換が必要となる消耗品類（各薬品類、消耗品（オイル、ベルト等）、pH 記録用紙）は、当研究所の負担とする。よって、作業に必要な場合は事前に当研究所に申し出ること。

6. 提出書類

- | | | |
|---------------------|------|--------------|
| (1) 責任者届 | 1 部 | 契約後速やかに |
| (2) 工程表 | 1 部 | 契約後速やかに |
| (3) 作業報告書及び検査報告書 | 1 部 | 原則、作業終了後速やかに |
| (4) その他当研究所が必要とする書類 | 必要部数 | 随時 |

※点検報告書の取りまとめ方、提出時期等は、別途、当研究所に確認すること。

7. 検収

本仕様書に定める事項に従い作業が確実に実施されたことの確認並びに提出書類の確認をもって検収とする。

8. 支給品等

- (1) 支給品
 - ・電気、水道
 - ・その他当研究所が必要と認めたもの
- (2) 貸与品
 - ・当研究所が必要と認めたもの

9. 特記事項

- (1) 水質検査、レジオネラ属菌検査における再検査費用は、別途協議の上実費を請求することができる。
- (2) 浄化槽法、水道法及び建築物衛生法等の関係法令に基づいて維持管理する。また基準値についても、関係法令に準ずること。
- (3) 本仕様書に定めのない交換部品は、当研究所と協議の上、交換を行うこととする。なお、その場合の部品交換費用は、別途協議の上実費を請求することができる。ただし、部品交換は、緊急性があり、軽微な部品とする。
- (4) 本仕様の範囲には、法定検査の立会い及び諸手続き（法定検査料）等を含むこととする。
- (5) 清掃・点検作業において、断水等が生じる場合は、予め当研究所と協議し実施すること。

10. その他

- (1) 受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする
- (2) 本業務遂行中に作業従事者が被った災害については、当研究所側の原因により生じた災害を除き当研究所は責任を負わないものとする。
- (3) 受注者は、当研究所が伝染病の疾病（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に対する対策を目的として対処方針等を定めた場合には、これに協力するものとする。
- (4) その他、業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以上

作業頻度

別紙1

対象設備	本 所			
	下水道放流口1	下水道放流口2	本館廃液貯留槽	低線量生物影響実験棟 排水薬注処理装置
ばっき方式				
大きさ			3.6m ³	10人槽
点検頻度			4回/月	2回/年
清 掃			1回/年	1回/年
法定検査 (11条)				
水質検査	1回/月 (8項目) 1回/6か月 (33項目)	1回/月 (8項目) 1回/6か月 (33項目)	1回/3か月 (8項目)	1回/3か月 (8項目)

対象設備	先端分子生物科学研究センター		
	建屋浄化槽 (*:警備員詰所用集積槽含む)	排水処理槽	流末排水ポンプ場
ばっき方式	嫌気濾床接触	嫌気濾床接触	
大きさ	18人槽	3.0m ³	2.0m ³
点検頻度	1回/月	4回/月	
清 掃	2回/年 集積槽1回/年	2回/年	2回/年
法定検査 (11条)	1回/年(11条)		
水質検査	1回/3か月 (9項目)	1回/月 (9項目)	1回/月 (9項目) 1回/6か月 (34項目)

水質検査項目

■ 8、9項目

○：測定項目

項目	本所 (8項目)	先端分子生物科学 研究センター (9項目)
1 水素イオン濃度 (PH)	○	○
2 生物化学的酸素消費量 (BOD)	○	○
3 化学的酸素要求量 (COD)		○
4 浮遊物質 (SS)	○	○
5 ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油)	○	○
6 ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	○	○
7 窒素	○	○
8 リン	○	○
9 沃素	○	
10 大腸菌群		○

■ 33、34項目

項目	本所 (33項目)	先端分子生物科学 研究センター (34項目)
1 カドミウム及びその化合物	○	○
2 シアン化合物	○	○
3 有機燐化合物	○	○
4 鉛及びその化合物	○	○
5 六価クロム化合物	○	○
6 砒素及びその化合物	○	○
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	○
8 アルキル水銀化合物	○	○
9 ポリ塩化ビフェニル	○	○
10 トリクロロエチレン	○	○
11 テトラクロロエチレン	○	○
12 ジクロロメタン	○	○
13 四塩化炭素	○	○
14 1・2-ジクロロエタン	○	○
15 1・1-ジクロロエチレン	○	○
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	○	○
17 1・1・1-トリクロロエタン	○	○
18 1・1・2-トリクロロエタン	○	○
19 1・3-ジクロロプロペン	○	○
20 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	○	○
21 2-クロロ-4・6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン)	○	○
22 S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)	○	○
23 ベンゼン	○	○
24 セレン及びその化合物	○	○
25 ほう素及びその化合物	○	○
26 ふっ素及びその化合物	○	○
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		○
28 1・4-ジオキサン	○	○
29 フェノール類	○	○
30 銅及びその化合物	○	○
31 亜鉛及びその化合物	○	○
32 鉄及びその化合物 (溶解性)	○	○
33 マンガン及びその化合物 (溶解性)	○	○
34 クロム及びその化合物	○	○

受水槽維持管理業務内容一覧

件名	本館	全天候型人工 気象実験施設	生態系実験施設
受水槽容量	4.7m ³	4m ³	3.5m ³
高架水槽容量	1.5m ³	2m ³	
■維持管理内容詳細			
①受水槽内清掃・点検	1回/年	1回/年	1回/年
②高架水槽内清掃・点検	1回/年	1回/年	
③残留塩素測定 (①及び②の終了後)	1回/年	1回/年	1回/年
④水質検査(12項目)一般項目	2回/年	2回/年	2回/年
⑤水質検査(5項目)重金属	1回/年	1回/年	1回/年
⑥水質検査(12項目) 消毒副生成物	1回/年	1回/年	1回/年
⑦法定検査			

件名	生態系研究施設	先端分子生物 科学研究センター
受水槽容量	3m ³	20m ³ ※
高架水槽容量		
■維持管理内容詳細		
①受水槽内清掃・点検	1回/年	1回/年
②高架水槽内清掃・点検		
③残留塩素測定 (①及び②の終了後)	1回/年	1回/年
④水質検査(12項目)一般項目	2回/年	2回/年
⑤水質検査(5項目)重金属	1回/年	1回/年
⑥水質検査(12項目) 消毒副生成物	1回/年	1回/年
⑦法定検査		1回/年

※については、水道法上、「簡易専用水道」に該当しているため、官公庁での検査が必要である。

④～⑥水質検査項目

- ・④12項目(一般項目): 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC(有機物全有機炭素量)、pH、味、臭気、色度、濁度、残留塩素
- ・⑤5項目(重金属): 鉛その化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物
- ・⑥12項目(消毒副生成物): シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

レジオネラ属菌検査場所一覧

レジオネラ属菌検査は、以下の場所を原則年2回行うこととする。

(1) 本所

- ①本館内飲料水（1F給湯室）
- ②本館冷却塔
- ③生態系研究施設飲料水（2F給湯室）
- ④全天候型人工気象実験施設生活系飲料水（1F給湯室）
- ⑤全天候型人工気象実験施設冷却塔・一般用
- ⑥全天候型人工気象実験施設冷却塔・大型人工気象設備用
- ⑦全天候型人工気象実験施設冷却塔・R I 施設用
- ⑧低線量生物影響実験棟飲料水（給湯室）
- ⑨低線量生物影響実験棟温水器（脱衣室）

(2) 先端分子生物科学研究センター

- ①冷却塔（第1研究棟）
- ②冷却塔（第2研究棟）
- ③飲料水（1F給湯室）
- ④飲料水（2F給湯室）
- ⑤温水器（シャワー室1）
- ⑥温水器（シャワー室2）